地域包括ケアシステムの構築を目指して

定期巡回・随時対応サービスのポイント

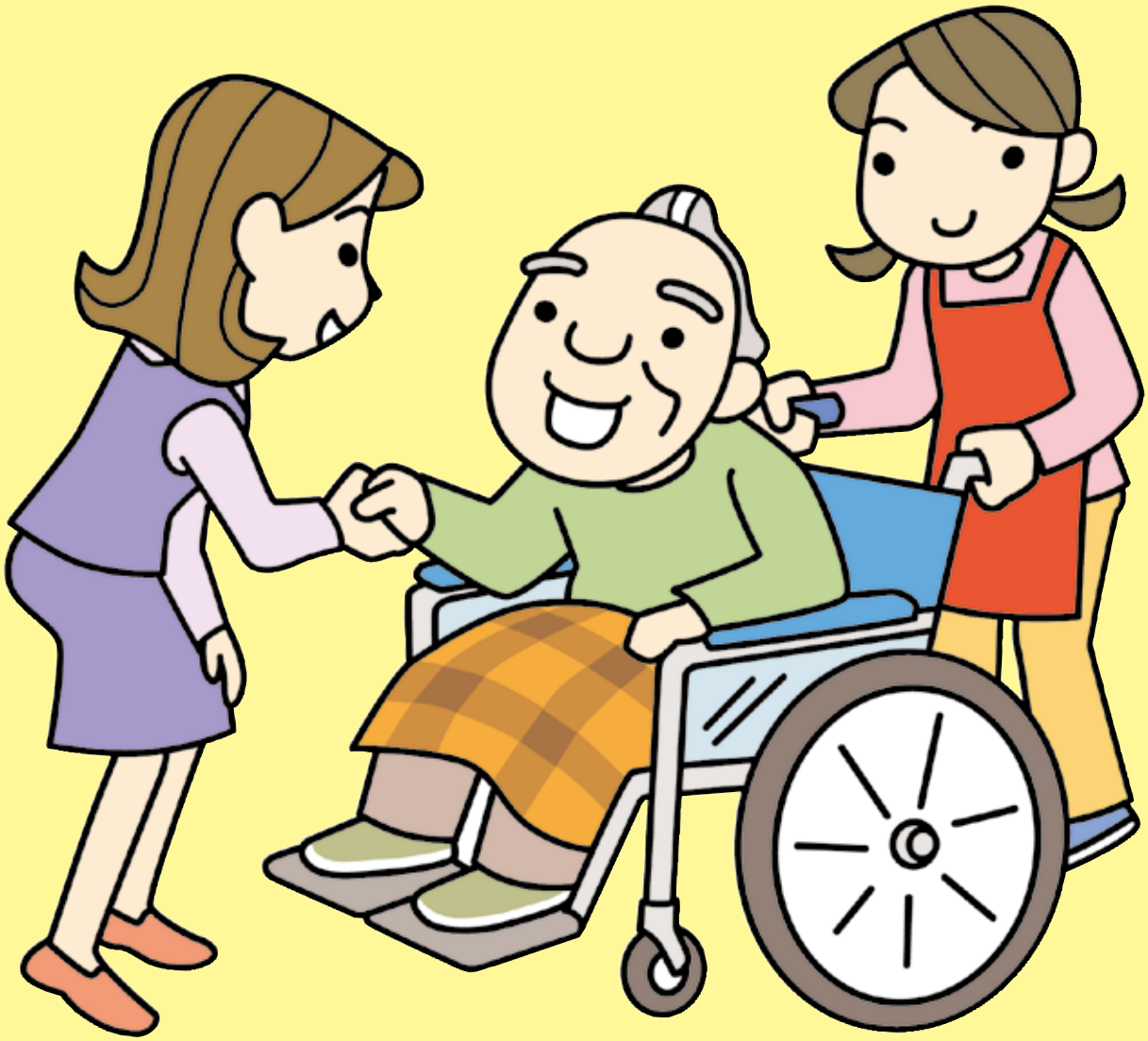

一般社団法人　24時間在宅ケア研究会

さわやか福祉財団
理事長
堀田　力

昭和9年京都府生まれ。33年京都大学法学部卒業。36年より札幌・旭川・大津各地検に検事任官として順次勤務を経て、大阪地検検事、大阪地検特捜部検事、法務省刑事局付検事（財政経済事件・公害事件担当）、東京地検特捜部検事（ロッキード事件担当）、法務大臣官房長を歴任。平成3年に退職、弁護士登録。さわやか法律事務所およびさわやか福祉推進センター（7年4月、さわやか福祉財団となる）を開設。
現在、さわやか福祉財団理事長・弁護士。社会保障審議会委員、中央教育審議会委員、認知症になっても安心して暮らせる町づくり100人会議発起人代表、東京の地域ケアを推進する会議委員長、高齢者介護研究会座長、「24時間地域巡回型訪問サービスのあり方検討会」座長など国や民間団体の各種委員を多数歴任。

最先端を拓く仕事

人は誰でも、自分らしく生きていきたいと願っている。

自分が主人公の人生、人から支配されない人生。

それを、人生最後の段階、人の世話にならなければ、食事もできず、トイレにも行けない状態になった段階においても、実現しようというのが、定期巡回・随時対応サービスである。

人類の夢をかなえる、究極のサービスといってよい。

「家族介護は日本の含み資産」などと諸外国に見当はずれの自慢をしていた日本において、2000年、介護保険制度をスタートさせたことですら、大変なことであった。それからわずかに十年余りにして究極のレベルに達するとは、奇跡としか思えない急速な進歩、発展である。

そのサービスを、自ら担える人々は、ほんとに幸運な人々だと思う。報酬を得て行う自分の仕事が、福祉の歴史を切り拓くものになるからである。

多くの人々が、期待を込めて、仕事の成果を見つめている。

この仕事を成功させることは、「そんなサービス、やれっこないだろう」と頭から決めつけていた大多数の福祉事業者を、目覚めさせることになるだろう。「福祉は、事業者の都合で行う施しではなく、個人の尊厳を支えるために行う、なくてはならない事業である」ということを、「定期巡回・随時対応サービス」を定着、普遍化することによって証明したいのである。

まずはこのパンフレットによって、このサービスの特徴をしっかり掴んでほしい。そして、このサービスが持つ重大な意義に思いを致してほしい。

そこから、あなたの新しい仕事が始まる。幸せを創り出す、最先端の仕事が…。

一般社団法人24時間在宅ケア研究会
理事長
時田　純

小田原市民生部に14年間、小田原市議会議員12年間を経て、1977年社会福祉法人小田原福祉会理事長に就任・潤生園園長を歴任現在に至る。これまで神奈川県老人ホーム協会会長、全国老人福祉施設協議会副会長、厚生労働省終末期医療に関する調査等検討会委員・高齢者認知症介護研究会委員・24時間巡回随時対応訪問介護検討会委員等を歴任、現在、小田原市社会福祉法人経営者協議会会長、一般社団法人24時間在宅ケア研究会理事長、日本認知症ケア学会名誉会員等を務める。

期待される「定期巡回・随時対応訪問介護看護」

介護が必要になった高齢者が、在宅で暮らし続けるためには、食事や排泄、入浴などの身体介護サービスをはじめ、日常の掃除・洗濯・炊事や病院の付き添い・話し相手・通帳や印鑑の管理など、多くの生活支援サービスが必要です。

まして、介護度が重度になればなるほど、1日24時間を通して何回も手助けが必要になります。しかし、これまでの訪問介護の制度は、最低30分を基準とした滞在型で、10分程度の短時間訪問介護を、1日複数回提供することを想定して、作られていませんでした。

そのため、訪問介護のサービス提供量は、全国平均1人1日当たり僅かに0.6回に過ぎず、誰もが1日5〜6回ある排尿など、生理的欲求にさえ対応できませんでした。いわば、自立支援と言いながら、精神の自立や身体の自立、そして生活の自立を支えるサービスとして、機能していなかったのです。

特に、介護者のいない単身高齢者では、QOLの不適切な状態で過ごさざるを得ないので、介護ニーズが増えれば在宅生活は限界を超え、施設入所に頼らざるを得ないのが実態でした。

そのような状態を改善し、たとえ単身重度の高齢者であっても、住み慣れた家や地域で暮らし続けられるように作られたのが、「定期巡回・随時対応訪問介護看護」であり、早い自治体では既に2012年4月から、サービスが始まっています。このサービスは日中・夜間・深夜を通して、訪問介護と看護が密接に連携し、定期巡回と随時に対応することで、要介護高齢者の24時間の安心と安全を守るサービスです。

このサービスを利用できるのは、要介護1以上で1日に複数回の身体介護が必要な人ですが、訪問看護や生活援助についても、一体的にサービスが提供されます。また、サービスの内容や時間にも制約がなく、訪問の都度、必要なサービスを柔軟に提供できるので、ヘルパーのモティベーションが向上し、訪問介護の社会的な評価も、格段に高まるであろうと期待されています。

定期巡回・随時対応サービスはどのようなサービスか

鈴木一郎さん(80歳)は、妻幸子さん(76歳)と二人暮らしです。一郎さんは、現在要介護４で、介助をしてもらえると何とか歩くことができますが、家では寝たり起きたりの毎日です。食事や洗濯などご主人の日常で必要なことは、主に幸子さんがしています。

一郎さんは、毎週月曜日と水曜日の２回はデイサービスを利用していて、ホームヘルパーが、シーツの交換や清拭、トイレ介助などの身体介護で週３日来ています。このところ、寝ている時間が徐々に増えてきていることから、体調の変化をみてもらうために、訪問看護師に週１回来てもらっています。

電車で１時間ほどのところに息子家族が住んでいますが、夫婦共稼ぎということもあって、鈴木さんに会いに来るのは、月に１、２回のペースです。

１週間前、幸子さんが腰を痛め、病院にかかったところしばらく入院することになってしまい、一郎さんのケアができなくなってしまいました。その連絡を受けたケアマネジャーの増田さんが鈴木さん宅をケアプランの見直しのために訪問しました。 話し合いの末、増田ケアマネジャーから、 2012年４月からできた「定期巡回・随時対応サービス」が提案されました。

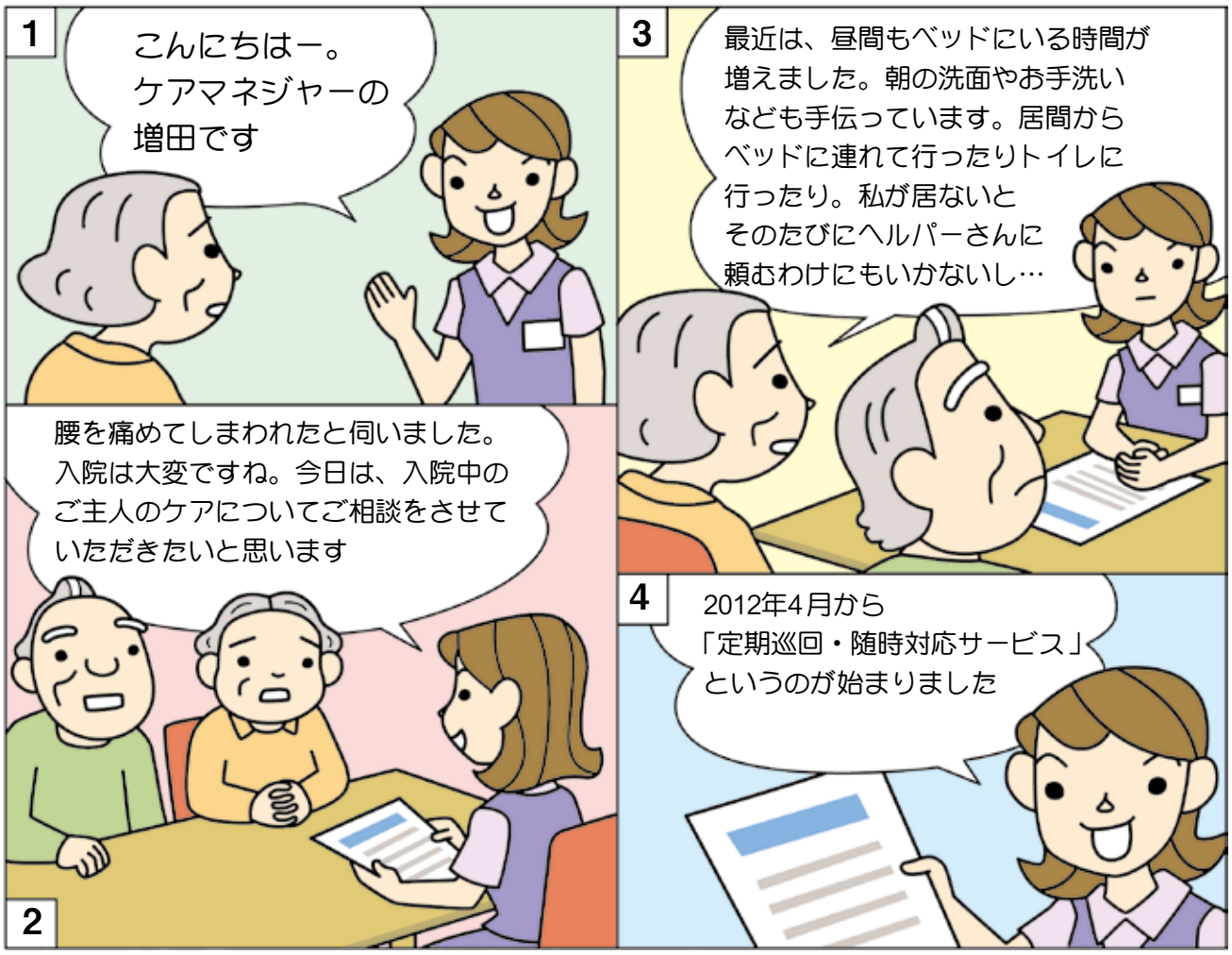

5

従来サービス

従来の訪問介護は、日中に30分以上滞在することが多く、利用は週数回程度がほとんどでした。

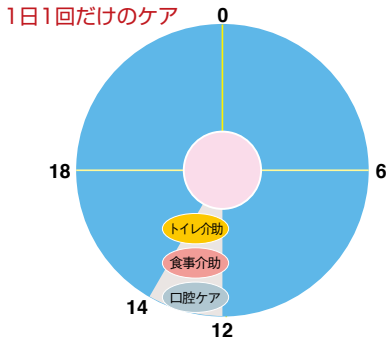

6

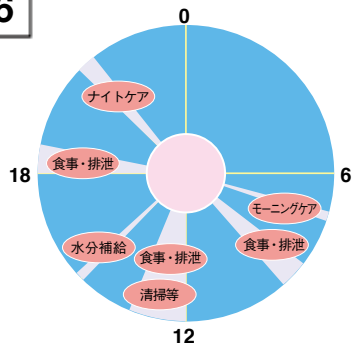

1日に短時間で必要なケアが何回も受けられる

新しいサービスの例

朝は、夜間のおむつ交換、
トイレの介助、
洗顔や歯磨き、
朝食の配下膳
昼は、トイレ、昼食
夜は、トイレ、夕食

おむつ交換

トイレ介助

歯みがき

7

8

9

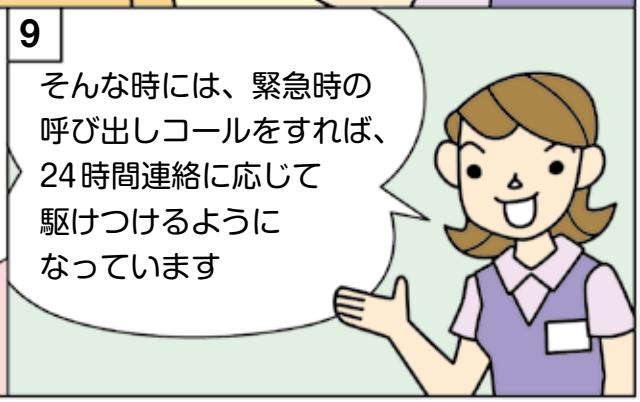

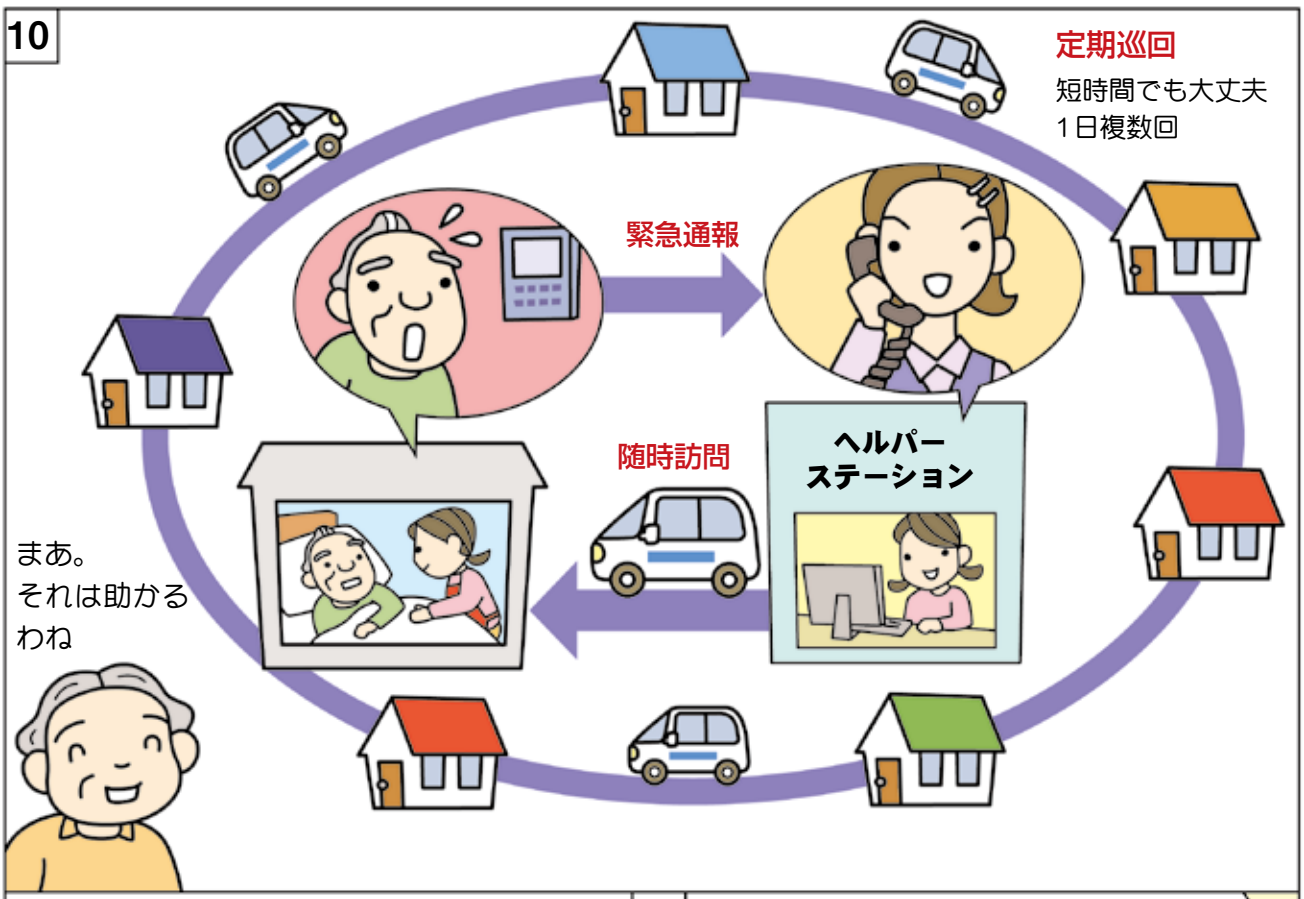

	訪問看護を利用する場合	訪問看護を利用しない場合
・要介護1	9,593円	6,658円
・要介護2	14,035円	11,100円
・要介護3	20,704円	17,769円
・要介護4	25,147円	22,212円
・要介護5	30,389円	26,654円

利用回数が増えても月々一定額

※上記は定期巡回・随時対応サービスの単位（連携型事業所）に、総合マネジメント体制強化加算（1,000単位）を加え、地域区分（10円）を乗じた場合の利用者負担1割の金額になります。
場合によって、加算や負担割合が変更されることがあります。

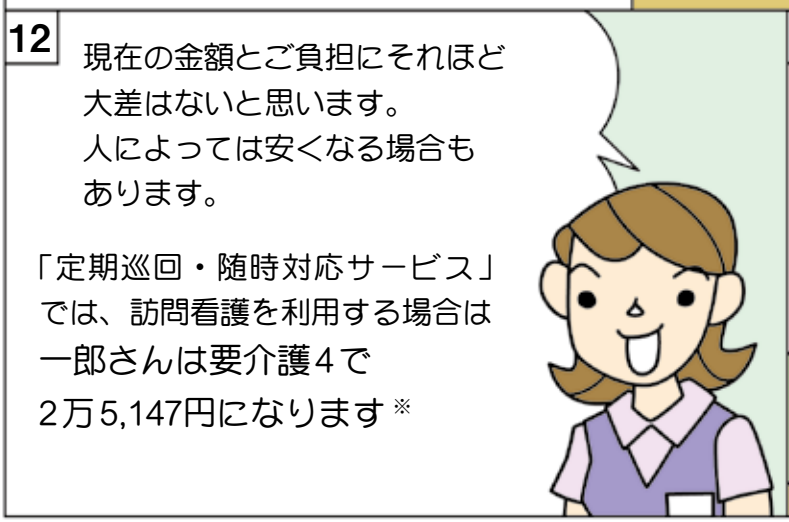

定期巡回・随時対応サービスの内容

定期巡回・随時対応サービス導入時の訪問例

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
早朝	6:00	就　寝	就　寝 ●【随時】コールのみ	就　寝	就　寝	就　寝	就　寝	就　寝
	7:00	○モーニングケア	○モーニングケア	○モーニングケア	○モーニングケア	○モーニングケア	○モーニングケア	○モーニングケア
朝食時	8:00	○食事・排泄・デイ準備	○食事・排泄	○食事・排泄	○食事・排泄・デイ準備	○食事・排泄	○食事・排泄	○食事・排泄
	9:00	デイサービス利用			デイサービス利用			
	10:00							
昼食時	11:00					●【随時】排泄・水分補給		
	12:00		○食事・排泄 ◎清掃等			○食事・排泄	○食事・排泄	○食事・排泄
	13:00			○食事・排泄				
午後	14:00					○水分補給		
	15:00		○水分補給	○水分補給	○水分補給	●【随時】排泄・水分補給 ●【随時】排泄・水分補給	★【看護】定期モニタリング・アセスメント	○水分補給
	16:00	○水分補給				●★【看護】		
夕食時	17:00							
	18:00	○食事・排泄	○食事・排泄	○食事・排泄	○食事・排泄	○食事・排泄・ナイトケア	○食事・排泄	○食事・排泄
就寝時	19:00					（就　寝）		
	20:00					●【随時】排泄・水分補給		
	21:00	○ナイトケア	○ナイトケア	○ナイトケア	○ナイトケア		○ナイトケア	○ナイトケア
	22:00	就　寝	就　寝	就　寝	就　寝	就　寝	就　寝	就　寝
	23:00							
深夜帯	0:00			●【随時】排泄				
	1:00							●【随時】コールのみ
	2:00			就　寝				就　寝
	3:00							
	4:00							
	5:00							

○印：定期巡回

現在の状態にあわせて定期訪問を実施

- 起床、就寝時ケア＋排泄
- 朝、昼、夕の食事＋排泄
- 午後水分補給
- 昼食時、身体介護とあわせて生活援助を実施。

※ 細かな生活援助（洗濯物の片付け、身の回りの整理など）は、各身体介護と一体的に提供されている。

●印：随時対応

体調変化時の柔軟な対応

昼頃から下痢症状がみられ、昼食は少量摂取のみ。随時による排泄介助と水分補給を実施し、午後に急遽、訪問看護対応。いつもより早めのナイトケアを行い就寝。見守りも兼ね夜間に随時訪問を行う。

★印：訪問看護

訪問看護指示書に基づく訪問看護

定期的なモニタリングとアセスメントを実施。必要に応じ、排泄ケア。

「24時間地域巡回型訪問サービスのあり方検討会」報告書（平成23年2月25日）を基に作成

緊急時、随時訪問の実際

1
ある日の夜中、一郎さんはトイレが間に合わず失敗をしてしまった
2
ヨロ…
とにかく緊急コールを…
3
オペレーター
どうしました？
4
トイレに間に合わなくて…
わかりました。すぐに伺います
5
鈴木さんから連絡が…
ヘルパーステーション
わかりました。これからすぐ鈴木さんのお宅に伺います
6
ブォ～
7
ガチャッ
あらかじめ受け取っているカギで玄関を開け…

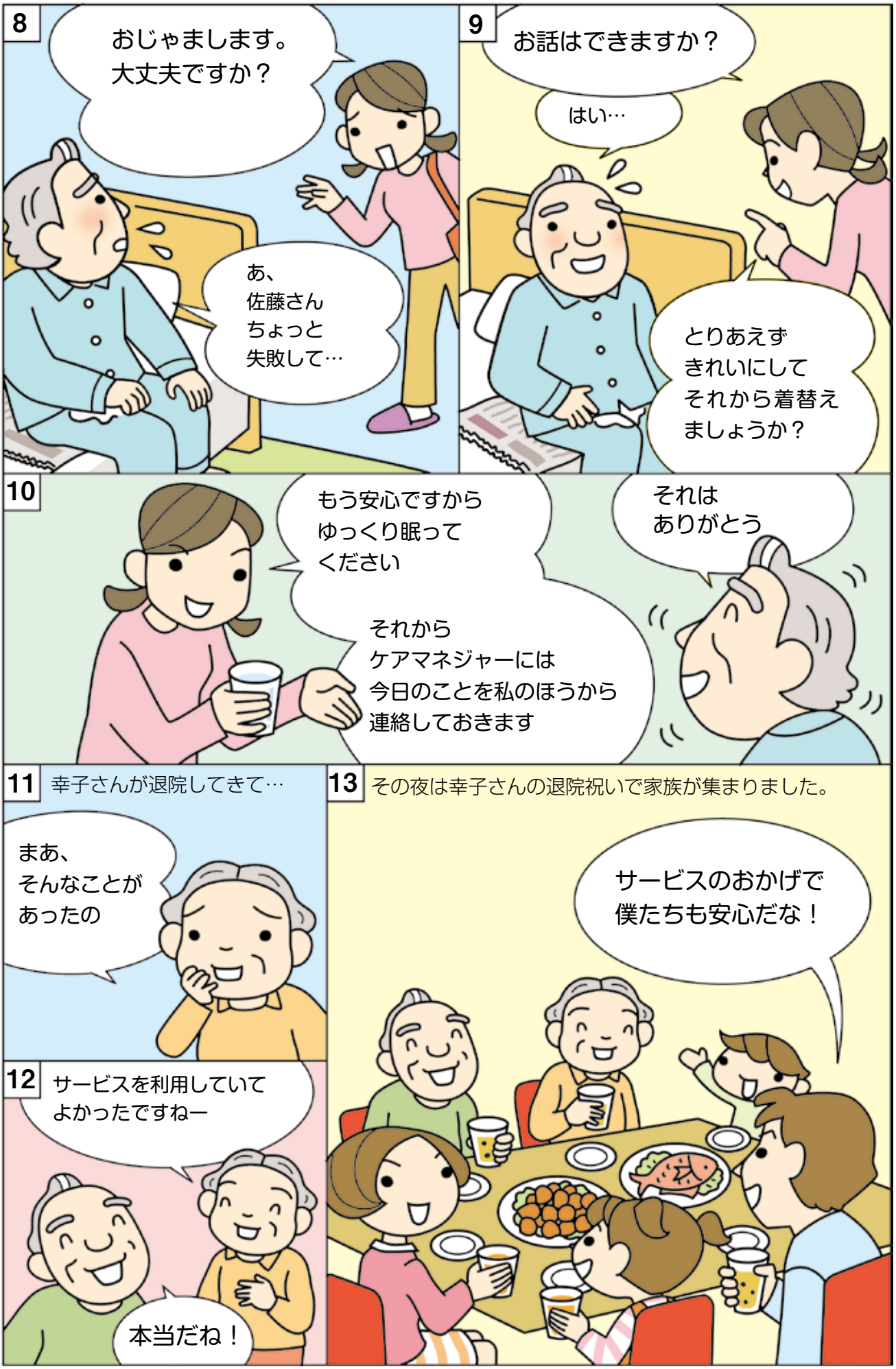
8
おじゃまします。
大丈夫ですか？
あ、
佐藤さん
ちょっと
失敗して…
9
お話はできますか？
はい…
とりあえず
きれいにして
それから着替え
ましょうか？
10
もう安心ですから
ゆっくり眠って
ください
それから
ケアマネジャーには
今日のことを私のほうから
連絡しておきます
それは
ありがとう
11
幸子さんが退院してきて…
まあ、
そんなことが
あったの
12
サービスを利用していて
よかったですねー
本当だね！
13
その夜は幸子さんの退院祝いで家族が集まりました。
サービスのおかげで
僕たちも安心だな！

定期巡回随時訪問介護・看護の利用例

Aさん

基本情報	●女性　●老々世帯　●子が積極的に介護しているが、別居しており皆遠方に住んでいる ●認知症の症状なし
ADL	つかまるところがあれば自立歩行ができ、排泄などは自立している

難病のため、服薬が重要。夫と二人暮らし。認知症ではないが、年相応の物忘れがあり妻自身の服薬管理は困難。巡回にて訪問し服薬の管理、足に浮腫(むくみ)があるため、弾性ストッキングの着脱など行っている。

受診は月に1度市内の基幹病院を受診。その間に2週に1度ナースが訪問し体調確認を行っている。家族からは遠方に居住しているため、ホームヘルパー（以下、ヘルパー）とナースの訪問があるので安心感がある。毎日ヘルパーが訪問しているので、変化を気づいてもらうことができ、ナースにすぐに連絡が行く事はとてもありがたいと話している。

Bさん

基本情報	●女性　●独居　●子はおらず、別居している高齢の弟が主介護者 ●肝性脳症により服薬の管理がしっかり行えないとアンモニアの数値が上がってしまい、認知症のような症状や黄疸が見られる
ADL	ほぼ自立　一人で外出などもできるが、ふらつきが見られ、転倒することも時折見られる

ヘルパーによる服薬の介助、確認を行い、週1度ナースが訪問し体調の確認と、転倒で裂傷(れっしょう)や剥離(はくり)、擦過傷(さっかしょう)があった時には処置を行っている。他の日はヘルパーが引き継ぎを受け、その後は処置などを行っている。ケアマネジャーは、毎日ヘルパーやナースが訪問し、何かあっても、継続的にケアが行われるので安心していられると話している。

Cさん

基本情報	●男性　●老々世帯 ●妻がキーパーソンだが高齢で心配性。何かあるとパニックになってしまう
ADL	つかまりながら歩行は可能だが、腰痛により急に歩けなくなってしまうことがある

ポータブルトイレ処理のためにヘルパーが訪問しているが、妻の不安解消のための訪問の意味もある。現在の本人の状態としては、毎日のヘルパーの訪問と、週に1度のナースの訪問で、介護と医療両面の支援を行い、二人が不安なく生活できるようにしている。妻からは毎日そのように訪問してもらえるので、安心して生活ができているとの話。

Dさん

基本情報	●女性　●長女と認知症の夫と同居 ●キーパーソンは長女だが、日中就労しており昼間の介護は困難
ADL	本人は寝たきりでオムツ対応、仙骨部に褥瘡(じょくそう)が見られる 末期がんで余命を告知されている

ヘルパーが毎日オムツ交換、水分補給などで訪問。褥瘡部もナースからの指示で毎日ヘルパーが処置を行っていた。週1度のナース訪問で全身状況の確認と、褥瘡部の確認、特別な変化や処置内容に変更があった場合は、担当医師と連携を取り対応している。末期がんではあるが、抗がん治療などは行っていなかった。定期巡回による毎日のヘルパー訪問と、週1度のナースの全身状態確認を継続しながら、在宅での看取りを行った。

ADL：「日常生活動作」と訳され、食事、排泄、着脱衣、入浴、移動、寝起きなどの日常生活を送るために必要な基本動作のこと。障害の程度を測る重要な指標となる。

一般社団法人　24時間在宅ケア研究会

〒162-0045 東京都新宿区馬場下町1-1　早稲田SIAビル

電話 03-6690-5660　　http://www.24h-care.com/